

沖縄市テニス縄市テニス協会会計取扱要領

平成24年5月19日制定

平成24年7月28日改訂

平成26年4月12日改訂

- 1 総則
本協会の会計は、法令等を遵守するとともにあらゆる疑念を持たれないよう、透明性を確保して適正に処理する。
- 2 支出権限
支出を承認する権限は下記のとおりとする。なお、事前に常任理事会等で承認された大会等収支計画（案）に準じた経費については会計係が承認することができる。
 - 2.1 50,000円を超える支出は、会長が承認する。
 - 2.2 10,000円を超え50,000円以下の支出は、事務局長が承認する。
 - 2.3 10,000円以下の支出は、会計係が承認する。
- 3 責任者の責務
各権限者は支出の適正性を確認する。会計係は、10,000円を超える支出をする場合は、事務局長又は会長に電話等で承認を得る。
- 4 証憑書類
証憑書類は、原則として領収書（レシートを含む。）とする。領収書を紛失した場合は、申立書（金額、用途、氏名、捺印、住所）を提出する。
- 5 通帳等の管理
通帳、銀行印、現金及び金券等は、会計係が保管・管理する。
- 6 帳簿等
会計係は、事案発生の都度帳簿に会計記録を記載し、証憑書類を適切に保管する。
- 7 経費の請求手続き
 - 7.1 必要経費は各事業の担当者が立て替え、後日、証憑書類とともに会計係に請求する。
 - 7.2 必要経費が多額の場合は、見積書を会計係に提出し、会計係が振り込み等により支出する。
- 8 事前協議
本協会の経費として支出がふさわしいか判然としないときは、会計係又は事務局長に事前に相談しなければならない。
- 9 監査
監事は4及び5の証憑書類、通帳等をいつでも監査することができる。
- 10 旅費
本協会の運営に係る旅費は実費精算とする。自家用車を使った場合は、県の規定に準じて20円/kmを支払う。距離は市町村役場間の距離とする。
沖縄市⇄那覇市：48km、沖縄市⇄宜野湾市：32km、沖縄市⇄糸満市：74km、沖縄市⇄名護市：94km、沖縄市⇄うるま市：14km、沖縄市⇄北谷町：12km
- 11 日当
テニス大会の準備、事務局及び講習会等を担当した場合の日当は、下記のとおりとする。下記に当てはまらない日当は、会計係と事務局長の協議によりその額を決定する。
 - 11.1大会の準備：3,000円
 - 11.2大会当日の事務局：5,000円

附則

財政基盤を強固なものとするため、当分の間、下記のとおり運営する。

11.1及び11.2の日当の額は、半額とすることができる。